

## 国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会設置要項（案）

令和 年 月 日  
国立大学教育研究評価委員会決定

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）国立大学教育研究評価委員会規則第6条の規定に基づき、国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、専門委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を以下のとおり設置する。

### 1 目的

選考委員会は、評価委員会専門委員（以下「専門委員」という。）の選考を行うことを目的とする。

### 2 構成員等

- (1) 選考委員会の委員は、次に掲げる者から評価委員会の委員長が指名する。
  - ① 評価委員会の委員
  - ② 機構の教員（特任教員及び客員教員を含む。）
  - ③ その他評価委員会の委員長が必要と認めた者
- (2) 選考委員会に委員長を置き、前号の者から評価委員会の委員長が指名する。
- (3) 選考委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- (4) 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### 3 選考手続き

- (1) 選考委員会は、評価委員会で決定された選考方針に基づき専門委員の選考を行う。
- (2) 緊急でやむを得ない事由がある場合には、前号の規定にかかわらず、専門委員の選考は委員長の一任とすることができる。この場合においては、事後において速やかに選考委員会に選考結果を報告するものとする。

### 4 会議の扱い

選考委員会は、非公開とする。

### 5 設置期間

選考委員会の設置期間は、令和7年7月1日から令和9年3月末日までとする。